

主要農作物種子法廃止に伴い日本の種子の保全の施策を求める 石川県条例の制定を求める意見書

米・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を各都道府県に義務付ける「主要農作物種子法」は 1952 年制定以来、都道府県が開発した優良な品種を「奨励品種」と定め生産者に提供することで、国民への安定的な食料供給はもちろん、過度な民間参入や知見流出を防ぐ大きな役割を果たしてきました。

種子の品種改良と生産は、県の研究機関、農協、種子農家の長年の努力と費用をかけて作られてきました。地球環境の変化、温暖化でそれに耐え得る種子の開発にも日々取り組まれています。

石川県も長い年月をかけて新しい石川の米「ひやくまん穀」を開発し、その生産がようやく軌道に乗ってきたところです。

国民に安定した農産物と食料を届けるのは、国や県の義務と言えます。

しかし、政府は 2017 年に主要農作物種子法の廃止法案を成立させ、2018 年 4 月 1 日に廃止しました。同じく 2017 年に成立した農業競争力支援法を根拠に、都道府県が持つ種子生産の知見を民間企業に積極的に提供する方針を示しています。

「種子」を民間に委ねた場合、改良された新種子に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されます。種子の価格が大幅に高騰することにもなりかねません。さらに、外資系事業者の参入により、遺伝子組み換え品種が生み出されるなど、食の安全・安心が脅かされることが危惧され、消費者にとっても影響が大きいものと考えます。

日本人の食の安全、日本農業・農業者を守るために、安心して種子をつくり続けられるよう石川県に対して、新たな県条例制定を強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

(平成 31 年 3 月 22 日 可決)

石川県知事 殿 あて

石川県野々市市議会